

千葉市立小学校及び中学校の教職員の配置数に関する要領

第1条 この要領は、千葉市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の教職員の配置数について定めるものとする。

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教諭等 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、教諭及び講師をいう。
- (2) 標準学級数 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第1項及び第2項本文の規定による学級編制の標準により算定した学級の数から、病院内に存する特別支援学級の数減じた学級の数という。
- (3) 増置教員の数 標準学級数に応じて配置する教諭等（学級担任の教諭等を除く。）の数をいう。

第3条 校長の数は、学校（分校を除く。以下同じ。）に1人とする。

第4条 副校長の数は、地域及び学校の実情を勘案の上、教育長が必要と認める学校に1人とする。

第5条 教頭の数は、副校長が配置されていない学校に1人とする。なお、地域及び学校の実情を勘案の上、教育長が必要と認める場合は1人加えるものとする。

第6条 学校及び分校に配置する教諭等の数は、次項から第5項までに定めるところにより算定した数を合計した数とする。

2 増置教員の数、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学校の増置教員数は、次の表の上欄に掲げる標準学級数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

標準学級数	1～12	13～23	24～32	33以上
増置教員の数	1	2	3	4

- (2) 中学校の増置教員の数（10学級以上の中学校に配置する生徒指導担当の増置教員を1人含む。）は、次の表の上欄に掲げる標準学級数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。ただし、2の障害種の特別支援学級を有し、当該学級の在籍者の合計が2人である場合は、標準学級数から1を減じるものとする。

標準学級数	1・2	3・4	5～8	9	10～15	16・17	18	19～21	22・23	24～27	28	29	30以上
増置教員の数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

- (3) 前2号の規定にかかわらず、学校の実情を勘案の上、教育長が必要と認める場合は1人加えるものとする。

3 学級担任として配置する教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- (1) 同学年の児童又は生徒で編制する学級の学級担任の数は、次に定めるところにより算定した数とする。

ア 小学校第1学年から第4学年までについては、当該各学年の児童の数を35で除した数（その数に1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。）

イ 小学校第5学年及び第6学年並びに中学校の各学年については、当該各学年の児童又は生徒の数を38で除した数

- (2) 次のいずれかに掲げる場合において、学校の実情を勘案の上、教育長が必要と認めるときは、前号の規定により算定された数に、1人加えることができる。

ア 同学年で編制する小学校第5学年及び第6学年並びに中学校の各学年について、学校生活の充実を図るために改善の必要がある場合

イ 小学校第1学年の学年末休業日の初日から小学校第2学年の学年始め休業日の末日まで、又は小学校第5学年の学年末休業日の初日から小学校第6学年の学年始め休業日の末日までの期間中に、当該学年の学級に在籍する児童の転出等が判明し、学級の数1減る場合

ウ 社会的な要因により、児童又は生徒の数が増えることが見込まれる場合

- (3) 2の学年の児童又は生徒で学級を編制する学級の学級担任の数は、以下に定めるところにより算定

した学級の数とする。

ア 小学校の第1学年の児童の数と当該学年に引き続く1の学年の児童の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。ただし、当該引き続く1の学年が小学校の第2学年以外の学年である場合で、第1学年又は当該引き続く1の学年のいずれかの児童の数が4人を超えるときを除く。

イ 小学校の引き続く2の学年（第1学年を含むものを除く）の児童の数の合計が16人以下である場合は1学級に編制する。ただし、当該引き続く2の学年が1の学年と当該学年より1学年上の学年及び1学年下の学年以外の学年である場合で、当該引き続く2の学年のいずれかの児童の数が8人を超えるときを除く。

ウ 中学校の引き続く2の学年の生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。ただし、当該引き続く2の学年が中学校の第1学年と第3学年とである場合で、これらの学年のいずれかの生徒の数が4人を超えるときを除く。

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級の学級担任としての教諭等の数は、児童又は生徒の数を8人で除した数とする。

4 次に掲げる場合に配置する教諭等の数は、学校の実情及び国から措置された数を勘案の上、教育長が定めるものとする。

(1) 初任者研修に係る場合

(2) きめ細かな指導を積極的に実践するために、少人数指導又は習熟度別指導等を行う場合

(3) 小学校第5学年及び第6学年における教科担任制を積極的に行う場合

(4) 児童又は生徒の状況に応じ、特別な学習指導、生徒指導又は進路指導を行う場合

(5) 通級指導への対応又は特別支援教育を推進する場合

(6) 学校が統合となる場合

(7) 小中一貫教育を実施する義務教育学校及び小中学校間での連携を推進している場合

(8) 資質向上や教育指導の改善のための研修に教諭等を派遣する場合

5 次に掲げる学校に配置する教諭等の数は、学校の実情を勘案の上、教育長が定めるものとする。

(1) 生徒指導上困難な状態が続く学校

(2) 病院内に存する特別支援学級を設置する必要がある学校

(3) 児童自立支援施設内に分教室を設置する学校

第7条 前条の規定にかかわらず、学校の実情を勘案の上、教育長が必要と認める場合は、学級担任として配置された教諭等を学級担任とせず、少人数指導担当とすることができる。

第8条 養護教諭の数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 標準学級数が3以上の学校又は教育長が必要と認める分校に1人とする。

(2) 在籍する児童の数が851人以上の小学校又は在籍する生徒の数が801人以上の中学校に1人加えるものとする。

(3) 教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導が行われる学校において、教育長が必要と認める場合は1人加えるものとする。

(4) 資質向上や教育指導の改善のための研修に養護教諭を派遣する場合は1人加えるものとする。

第9条 事務職員の数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 標準学級数が3以上の学校又は教育長が必要と認める分校に1人とする。

(2) 標準学級数が28以上の小学校又は22以上の中学校に1人加えるものとする。

(3) 学校の事務機能の強化を図るため、複数の学校で業務を連携して行う拠点となる学校において、教育長が必要と認める場合は1人加えるものとする。

(4) 事務処理上特別の配慮を必要とする学校において、教育長が必要と認める場合は1人加えるものとする。

(5) 資質向上や事務処理の効率化に関する特別な研修に事務職員を派遣する場合は1人加えるものとする。

第 10 条 栄養教諭又は学校栄養職員の数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小学校に 1 人とする。

(2) 教育長が指定する中学校に 3 人とする。ただし、給食の食数を勘案の上、教育長が必要と認める場合は 1 人加えるものとする。

(3) 教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導が行われる学校において、教育長が必要と認める場合は 1 人加えるものとする。

(4) 資質向上や教育指導の改善のための研修に栄養教諭又は学校栄養職員を派遣する場合は 1 人加えるものとする。

第 11 条 用務員、調理員その他の技術職員の配置については、教育長が定めるものとする。

第 12 条 休暇等の代替職員の配置については、必要に応じて教育長が定めるものとする。

第 13 条 非常勤職員の配置については、教育長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。